平成２５年（フ）第１１７３８号
東京都渋谷区本町１丁目50―７　グリーンハウス１Ｆ４号
破産者　青木　俊江
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７３９号
東京都渋谷区本町１丁目50―７　グリーンハウス１Ｆ４号
破産者　青木　　淳
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７８６号
東京都足立区花畑１丁目32番７号
破産者　有限会社フオリンスタイルシギハラ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７８７号
東京都足立区花畑１丁目32番７号
破産者　株式会社朋栄
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７８８号
東京都足立区花畑２丁目18―８
破産者　鴫原　　毅
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７８９号
東京都足立区花畑２丁目18―８
破産者　鴫原　みよ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７９０号
東京都足立区入谷１丁目16―13―201
破産者　鴫原　　聡
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８４７号
東京都江戸川区北小岩６丁目32番12号
破産者　有限会社パサオ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８４８号
東京都江戸川区北小岩６丁目32―12
破産者　永浦　浩久
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９０４号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目10番地２コーポ林Ａ―201、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区本町１丁目20番２号
破産者　株式会社アネモス・コーポレーション（旧商号有限会社アネモス・コーポレーション）
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９０５号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目10―２コーポ林Ａ―201
破産者　小野　浩史
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４７５号
東京都新宿区百人町２丁目４―10―101
破産者　アメッド　シャブディン
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５０８号
東京都昭島市玉川町３丁目６―13―105
破産者　鈴木　孝明
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５５１号
埼玉県上尾市大字瓦葺1745―12、開始決定時の住所東京都渋谷区円山町５―４　フィールＡ渋谷1209
破産者　竹越　達哉
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５９０号
東京都清瀬市旭が丘２丁目４―６―201
破産者　山内さと子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５９４号
東京都八王子市椚田町1210　秀和めじろ台レジデンス811
破産者　鈴木國二郎
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５９５号
東京都八王子市椚田町1210　秀和めじろ台レジデンス811
破産者　鈴木　貞美
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６２５号
東京都国分寺市戸倉１―８―44　ハイツクリハラ102号室、住民票上の住所東京都東村山市美住町１丁目５番地　美住町１丁目アパート３―307
破産者　水口　健史
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６６９号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９―３―803
破産者　山崎　　茂
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６７１号
東京都足立区新田３丁目35―31―101
破産者　徳山敏彰こと　洪　　海彰
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６７９号
東京都品川区南大井４丁目９―12―101
破産者　庄子　連兵
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部